

遺失物・拾得物に関する規定

第1条(拾得物の届出)

1. 当クラブ施設内(コース、クラブハウス、練習場、駐車場等を含みます。以下同じ。)において遺失物を拾得されたお客様は、直ちにフロントまたはマスター室へお届けください。

第2条(拾得物の保管および返還)

1. 当クラブは、施設内での拾得物について、遺失物法その他の関係法令に基づき適切に管理いたします。
2. 当クラブが拾得物を保管している期間中、所有者(遺失者)から返還の請求があった場合、ご本人確認を行ったうえで返還いたします。
3. 拾得物の返還に伴う送付費用(送料・保険料等)は、すべて所有者の負担(着払い等)といたします。

第3条(保管期間および処分)

1. 当クラブにおける拾得物の保管期間は、当クラブが拾得した日(または届出を受けた日)から**3ヶ月間**とします。
2. 前項の保管期間を経過しても所有者からお申し出がない場合、所有者は当該拾得物の所有権を放棄したものとみなし、当クラブはこれを売却、廃棄、その他の方法により処分できるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、衛生上の問題があるもの(食べ物、飲み物、使用済みの下着・タオル等)、著しく劣化・傷みが激しいもの、または保管に過大な費用を要するものについては、保管期間の経過前であっても当クラブの判断により速やかに処分することができるものとします。

第4条(貴重品および高額品等の届出)

1. 現金、貴重品、カード類および当クラブが特に重要と判断した拾得物については、法令に基づき、所轄警察署へ届出または引き渡しを行う場合があります。
2. 警察へ届け出た物品につきましては、警察の指導および関係法令の規定に従った取扱いとなります。

第5条(免責事項)

1. 当クラブは、施設内における遺失物および放置物について、当クラブの故意または重過失による場合を除き、滅失・毀損・盗難等による損害の補償および一切の責任を負いません。